

子育ての助成・手当など

医療費等の助成

子どもの医療費助成制度

医療証の種別	対象者	内容
乳医療証	乳幼児(6歳到達後、最初の3月31日まで)	健康保険が適用される医療費の自己負担額について助成(入院・通院とも)
子医療証	小・中学生(15歳到達後、最初の3月31日まで)	①入院の場合 健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成 ②通院の場合 健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成
青医療証	高校生等(18歳到達後、最初の3月31日まで)	健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成(通院1回につき、上限200円の自己負担あり)

※多摩市に住所を有し、健康保険に加入している子どもが助成対象です

※生活保護、里親に委託されている児童、児童福祉施設等に措置入所している子どもは対象となりません

※(親医療証または)子医療証を受けている子どもは対象となりません

問合せ 子ども・若者政策課手当・医療・相談担当 ☎338-6851

ひとり親家庭等の医療費助成制度(親医療証)

対象者	内容
次のいずれにも該当する方 ①18歳到達後、最初の年度末までの児童(児童に障がいがあるときには20歳未満)を養育していること ②児童が次のいずれかの状態にあること ・父母が離婚 ・父または母が、死亡または生死不明、または法令により1年以上拘禁されている ・父または母の申立てにより保護命令を受けた ・父または母が1年以上遺棄 ・婚姻によらないで生まれた ・父または母が重度の障がいをする ※所得制限あり	健康保険を使って医療機関で診察を受けたり、医療機関から処方せんの指示により薬局で調剤を受けた時、窓口で支払うべき保険適用内の自己負担分を助成します(多摩市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による一部負担金相当額を除く)。 ※保護者や同居親族の所得によっては一部自己負担のある場合があります

※生活保護を受給している方、児童が措置により児童福祉施設等に入所している方は対象になりません

心身障害者医療費助成及び子どもの医療費助成等を受けている方は(親医療証との併用はできません(措置入所の場合には一部例外あり、詳細はお問い合わせください))

問合せ 子ども・若者政策課手当・医療・相談担当 ☎338-6851

その他の医療費等の助成制度

制度		内容・対象者等	問合せ・申請窓口
養育医療		対象者 次のいずれかの症状に該当する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児(0歳児) ①出生時の体重2,000グラム以下の乳児 ②生活力が特に弱く、一定の症状を示す乳児 内 容 指定養育医療機関に入院している未熟児に必要な医療を給付	こども 家庭センター 母子保健担当 ☎376-9177
小児慢性疾患 医療費助成		対象者 特定の小児慢性疾患にかかっている18歳未満の方で、認定基準を満たしている方 内 容 治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する受給者証を交付 ※世帯の所得に応じて月額上限額あり	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903
自立支援医療	育成医療	対象者 18歳未満の児童で、身体に障がい有する方、または、現存する疾患が、将来障がいを残すと認められる方で、手術等によって障がいの改善が見込まれる方 内 容 障がいの程度を軽減、または障がいを除去するための医療を給付する。原則として、医療費の1割は自己負担。ただし、保険世帯の市民税所得割額及び患者の障害等により、ひと月当たりの負担上限額を設定。	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903
	更生医療	対象者 18歳以上の身体障害者手帳の所持者(原則として東京都心身障害者福祉センターの判定が必要) 内 容 障がいの程度を軽減、または障がいを除去するための医療を給付する。原則として、医療費の1割は自己負担。ただし、保険世帯の市民税所得割額及び患者の障害等により、ひと月当たりの負担上限額を設定。	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903
	精神通院医療	対象者 精神疾患のため通院している方(年齢制限なし) ※保険世帯における市民税所得割額が23万5千円以上の方は対象外 ただし「重度かつ継続」に該当する場合は対象 内 容 精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図る制度で、原則として、医療費の1割は自己負担。ただし、保険世帯の市民税所得割額及び患者の障害等により、ひと月当たりの負担上限額を設定。 ※加入する保険や所得により自己負担(1割)が助成される場合あり	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903
小児精神障害者 入院医療費助成		対象者 精神障がいの治療のため精神科に入院している18歳未満の児童 内 容 各種保険を適用した後の自己負担額全額を助成(入院時の食事療養・生活療養標準負担額は自己負担)	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903

制度	内容・対象者等	問合せ・申請窓口
難病医療費等助成	対象者 難病医療費等助成制度の対象となる疾病にかかっていて、認定基準を満たしている方 内 容 治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する受給者証を交付（世帯の所得に応じて月額上限額あり） ※難病医療費助成を受けている方のうち、市が定める疾病の方は、市から特定疾病者福祉手当（月額6,000円）を受けることができます ただし、①施設入所者 ②所得制限を超える方 ③児童育成障害手当受給者 ④心身障害者福祉手当受給者は除きます	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903
大気汚染医療費助成	対象者 以下の①～⑤の全てを満たしている方 ①18歳未満の方（18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む） ②現に気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺炎しゅにかかっている方 ③東京都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有する方（東京都内に住民登録をしている必要があります） ④健康保険等に加入されている方 内 容 医療券の有効期間内に、医療券に記載された疾病の治療に要した医療費のうち、健康保険等を適用した後の自己負担額について助成します。	福祉総務課 福祉総務担当 ☎338-6889
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	対象者 都内在住で、都が指定する肝臓専門医療機関で、B型・C型ウイルス肝炎の治療を要すると診断された方 内 容 治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する医療券を交付【対象となる治療】 ・B型ウイルス肝炎インターフェロン治療 ・B型ウイルス肝炎核酸アナログ製剤治療 ・C型ウイルス肝炎インターフェロン単剤治療 ・C型ウイルス肝炎インターフェロン及びリバビリン併用治療 ・C型ウイルス肝炎インターフェロンフリー治療	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	対象者 都内に住所があり、B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変と診断されていて、認定要件を満たしている方 内 容 治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する医療券を交付する。	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903

手当等の給付

各種手当等の給付

種別	対象	支給額	問合せ
児童手当	18歳到達後、最初の年度末までの児童を養育している方	0～3歳未満の児童 →月額15,000円 3歳以上18歳到達後最初の年度末までの児童(第1・2子) →月額10,000円 0歳以上18歳到達後最初の年度末までの児童(第3子以降) →月額30,000円 ※児童のカウント方法については22歳年度末までの大学生年代以下の子を含みます。	子ども・若者政策課 手当・医療・相談担当 ☎338-6851
児童育成手当	次のいずれにも該当する方 ①18歳到達後、最初の年度末までの児童を養育していること ②児童が次のいずれかの状態にあること ・父母が離婚 ・父または母が、死亡または生死不明または法令により1年以上拘禁されている ・父または母の申立てにより保護命令を受けた ・父または母が1年以上遺棄 ・婚姻によらないで生まれた ・父または母が重度の障がい有する ③児童が児童福祉施設(保育所等を除く)に入所していないこと ※所得制限あり	1人につき →月額13,500円	子ども・若者政策課 手当・医療・相談担当 ☎338-6851
	次のいずれにも該当する方 ①20歳未満の児童を養育していること ②児童が次のいずれかの状態にあること ・愛の手帳1～3度程度に該当 ・身体障害者手帳1・2級程度に該当 ・脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ・知的障害で特別児童扶養手当を受給 ・身体障害で特別児童扶養手当1級を受給 ③児童が児童福祉施設(保育所等を除く)に入所していないこと ※所得制限あり	障がい児1人につき →月額15,500円	子ども・若者政策課 手当・医療・相談担当 ☎338-6851

種別	対象	支給額	問合せ
児童扶養手当	次のいずれにも該当する方 ①18歳到達後、最初の年度末までの児童 (児童に障がいがあるときには20歳未満)を 養育していること ②児童が次のいずれかの状態にあること ・父母が離婚 ・父または母が死亡または生死不明、または 法令により1年以上拘禁されている ・父または母の申立てにより保護命令を受けた ・父または母が1年以上遺棄 ・婚姻によらないで生まれた ・父または母が重度の障がいを有する ③児童が児童福祉施設(保育所等を除く)に入所 していないこと ※所得制限あり	児童1人の場合 →月額48,050円 児童2人以上 →11,350円加算 ※上記は全部支給の場合であり、 所得等によって手当の額が変わ ります ※公的年金等を受給している方も、 その額が児童扶養手当額より低い 場合に、差額を支給します (年金額が改定されるごとに差額分 も改定されます) ※手当額は年度ごとに変更される可 能性があります	子ども・ 若者政策課 手当・医療・ 相談担当 ☎338-6851
障害児福祉手当	重度の障がいの状態にあり、日常生活で常時介 護を必要とする20歳未満の方 (各種手帳を取得していなくても可。指定の診断 書の提出が必要) ※障害年金受給または一部の施設入所の方を除く ※聴覚障害で補聴器を使用している方は対象外となる 場合あり ※所得制限あり	月額16,560円 (令和8年4月改定) ※支給額は変動あり	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903
心身障害者福祉手当	次のいずれかに該当する方 ①1～4級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②愛の手帳をお持ちの方 ③脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ※施設入所者を除く ※児童育成(障害)手当を受けている方を除く ※65歳以上の方で新たに身体障害者手帳、愛の手帳を 申請される方は対象外 ※所得制限あり	20歳以上の身体障害者手帳1・2 級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、 進行性筋萎縮症の方 →月額15,500円 20歳以上の身体障害者手帳3・4 級、愛の手帳4度の方 →月額8,000円 20歳未満の身体障害者手帳1～ 4級、愛の手帳1～4度、脳性まひ、 進行性筋萎縮症の方 →月額8,000円	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶 養している父母または養育者 ①おおむね身体障害者手帳1～3級程度 (下肢障害については4級の一部も含む) ②おおむね愛の手帳1～3度程度 ③前記①②と同程度の疾病または身体もしくは 精神の障がいがある方(指定の診断書の提出 が必要) ※複数の障がいがあり、個々の障がいの程度が上記より 軽度な場合でも該当となることがあります ※障害年金受給、施設入所の方を除く ※所得制限あり	重度障がい児 →月額58,450円 (令和8年4月改定) 中度障がい児 →月額38,930円 (令和8年4月改定) ※支給額は変動あり	障害福祉課 障害福祉係 ☎338-6903

資金の貸付

生活福祉資金貸付

●対象者

低所得世帯および障がい者や療養中または要介護の高齢者の方がいる世帯の方(20歳未満のお子さんを扶養している母子世帯・父子世帯および配偶者のいない女性世帯については、母子及び父子・女性福祉資金をご利用ください)

※申込には、所定の条件、審査があります。審査結果により、貸付ができない場合があります

※資金によっては民生委員の面接があります

●資金の種類

- ・福祉資金(出産費、転宅費、療養費、障がい者自動車購入費等)
- ・教育支援資金(高校・大学等の授業料や入学金等)
- ・総合支援資金(失業等により生活困難な世帯に対する継続的な相談支援を伴う貸付)
- ・緊急小口資金(緊急かつ一時的な生活費貸付)

●利率

教育支援資金、緊急小口資金は無利子

その他の資金は、連帯保証人有なら無利子、無なら年1.5%

※ご相談には予約が必要です

問合せ 多摩市社会福祉協議会 ☎373-5622

小口資金貸付

●対象者

やむを得ない事情により、緊急かつ一時的に出費を要する方

- ・安定した収入があり、返済が確実であること
- ・多摩市に住民登録をし、6か月以上居住していること

※民生委員の訪問による面接が必要です

●貸付額

20,000円を限度

詳細はお問い合わせください。

●利率

無利子

●償還期間

貸付日の翌月から10か月以内

※ご相談には予約が必要です

問合せ 多摩市社会福祉協議会 ☎373-5622

その他の支援

中等度難聴児発達支援事業

●対象者

身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない、両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上で、補聴器の使用により言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断する18歳未満の児童

●内容

補聴器の使用により、言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の購入費を助成します。

助成額は、補聴器の購入費と助成上限額(144,900円/1台)を比較して、少ない方の額の9割(生活保護世帯・市民税非課税の世帯は10割)となります。必要に応じて補聴システムの付属品も助成できる場合があります。

問合せ 障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847

家庭系有料ごみ袋の減免

以下に該当する世帯には、申請に基づき有料指定袋を一定枚数(1年度あたりの枚数)を限度として市から無料で交付します。

●対象となる世帯

- ①生活保護受給世帯
- ②児童扶養手当受給世帯
- ③特別児童扶養手当の支給を受ける方が属し、かつ、世帯全員の市民税が非課税の世帯
- ④在宅で生活している愛の手帳に知的障がい程度が1度・2度と記載されている方が属し、かつ、世帯全員の市民税が非課税の世帯
- ⑤在宅で生活している精神障害者保健福祉手帳に障がい程度が1級と記載されている方が属し、かつ、世帯全員の市民税が非課税の世帯
- ⑥在宅で生活している身体障害者手帳に障がい程度が1級・2級と記載されている方が属し、かつ、世帯全員の市民税が非課税の世帯

●交付枚数(※申請の時期により、交付枚数が変わります)

世帯の人数	交付する袋の大きさ	燃やせるごみの袋	燃やせないごみの袋	プラスチック袋(20L)
1～2人	小袋(10L)	80枚	10枚	20枚
3～4人	中袋(20L)	80枚	10枚	30枚
5人以上	中袋(20L)	120枚	10枚	40枚

※交付する袋は、申請時のみ交換が可能です

●申請に必要なもの

- ・該当する受給証明や手帳(児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳)
- ・身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書・障害者手帳などの本人確認ができるもの)

※代理人が申請する場合は、委任状(代理人及び委任者の住所・氏名・生年月日、委任内容、作成日を必ず記載。様式は任意)の提出が必要。また代理人の本人確認のため、身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)の提示が必要

※令和7年1月2日以降に他自治体から多摩市内に転入された方は、転入前の自治体で発行された世帯全員分の課税(非課税)証明書(写しも可)を要持参

申請の受付及び問合せ エコプラザ多摩(資源化センター)内資源循環推進課収集担当

☎338-6836

生活困窮者自立支援

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、働いた経験がなく不安な方、家計のやりくりが上手にいかない方、ひきこもりで悩んでいる方など、生活に関する問題を抱えている方とご家族への支援を行います(無料・要予約。生活保護を受給している方は除きます)。

問合せ しごと・くらしサポートステーション ☎338-6942

生活保護

生活保護制度は、病気等の理由で働けない、働いていても収入が少なく生活ができないなど、生活に困窮している方に対し、憲法第25条に規定する理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

●保護のしくみ

保護を受けられるかどうかは、厚生労働大臣の定める保護基準に基づいた審査が必要です。審査に当たっては、世帯の家族構成・年齢などにより、その世帯の最低生活費を計算し、これと世帯の収入を比較して判定します。保護を受ける前提要件として、資産・能力などを生活の維持のために活用することや、他の法律による給付等を優先して活用することが求められます。

問合せ 生活福祉課生活保護担当 ☎338-6869、338-6919

子どもの学習支援事業・大学等及び模擬試験受験料助成金交付事業

①子どもの学習支援事業

児童扶養手当を受給するひとり親家庭等の中学生・高校生世代を対象に月3～4回8か月間程度の進路相談や生活相談を含む学習支援事業(通塾または家庭訪問)を無料で実施し、進級、進学への支援を行っています。夏季および冬季休暇中は上記の回数に加え、週3回程度追加で支援を行います。募集期間は、例年4月下旬～5月下旬です。



②大学等及び模擬試験受験料助成金交付事業

児童扶養手当を受給するひとり親家庭や住民税非課税世帯などの受験生に対して、大学等の受験料や、大学等および高校受験に向けた模擬試験受験料を助成します。



問合せ 子ども・若者政策課子ども・若者政策担当 ☎338-6958

重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業

在宅の重症心身障がい児(者)に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替します。

●対象者

- ・重症心身障がい児(者)
- ・医療的ケア児

●費用 世帯の所得により自己負担が発生します。

問合せ 障害福祉課相談支援担当 ☎338-6847



ひとり親家庭の助成・手当など

ひとり親家庭等の医療費助成

健康保険を使って医療機関で診察を受けたり、医療機関から処方せんの指示により薬局で調剤を受けた時、窓口で支払うべき保険適用内の自己負担分を助成します（所得制限があります）。制度の概要は19ページをご覧ください。

児童育成手当

離婚や死亡などで父または母がいない児童を養育している人に支給される手当です（所得制限があります）。なお、手当は原則として、2、6、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。制度の概要は22ページをご覧ください。

児童扶養手当

家庭生活の安定と自立の促進のため、離婚や死亡などで父または母がいない場合などに父または母、養育者に支給される手当です（所得制限があります。また、所得により支給額が変わります）。制度の概要は23ページをご覧ください。

児童扶養手当を受給されている方への割引・減免など

種別	対象	内容	問合せ
家庭系有料 ごみ袋の減免	児童扶養手当を受給している世帯の方	詳しくは25ページをご覧ください。	資源循環推進課 収集担当 ☎338-6836
都営交通の 無料乗車券の 発行	児童扶養手当を受給している世帯のうち1人の方	都バス、都営地下鉄、都電に無料で乗車できるパスが交付されます。 ※申請には、児童扶養手当証書が必要です	子ども・若者政策課 手当・医療・相談担当 ☎338-6851
JR通勤定期 乗車券の割引	児童扶養手当を受給している世帯の方	JR通勤定期乗車券が3割引になります。 ※申請には印鑑、児童扶養手当証書、定期券を購入する方の写真（最近6か月以内、たて4cm、よこ3cm）が必要です	子ども・若者政策課 手当・医療・相談担当 ☎338-6851
水道・下水道 料金の免除	児童扶養手当を受給している世帯の方	申請により水道・下水道料金を減免します。 水道料金……基本料金を免除 下水道料金……1か月8立方メートル以下の 汚水排出量にかかる料金を免除	東京都水道局多摩 お客さまセンター ☎0570-091-100 多摩市山王下1-17

母子及び父子福祉資金の貸付

ひとり親家庭の母または父の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金の貸付をしています。

※貸付に当たっては審査を行います。審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められるときや、事業計画が適切でないときは、ご希望に沿えない場合があります。

また、貸付決定までの審査及び交付に時間がかかりますので、余裕をもって必ず事前にご相談ください

●対象者

都内に6か月以上お住まいの母子家庭または父子家庭で20歳未満のお子さんを扶養している方

●資金の種類

就学支度、修学、事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚の各資金

●保証人及び利率

原則として、保証人を立てていただき、無利子での貸付となります。

保証人は、借受人と連帯して債務を負担するため、一定の要件があります。

問合せ 子ども・若者政策課手当・医療・相談担当 ☎338-6833

女性福祉資金の貸付

配偶者がいない女性の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金の貸付をしています。

※貸付に当たっては審査を行います。審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められるときや、事業計画が適切でないときは、ご希望に沿えない場合があります。

また、貸付決定までの審査及び交付に時間がかかりますので、余裕をもって必ず事前にご相談ください

●対象者

都内に6か月以上お住まいの配偶者がいない女性で、

①親、子、兄弟姉妹などを扶養している方

②親、子、兄弟姉妹などを扶養していない方は、年間所得2,036,000円以下で、次のいずれかに該当する方

ア)かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことがある方

イ)婚姻歴がある40歳以上の方

●資金の種類

就学支度、修学、事業開始、事業継続、技能習得、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚の各資金

●保証人及び利率

原則として、保証人を立てていただき、無利子での貸付となります。

保証人は、借受人と連帯して債務を負担するため、一定の要件があります。

問合せ 子ども・若者政策課手当・医療・相談担当 ☎338-6833

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の就業に必要な能力開発及び資格の取得を支援する制度で、対象講座を受講し、修了した場合、受講料の一部を支給します(受講申し込み前に相談と申請が必要です)。

●対象

市内にお住まいの20歳未満(下記の支給申請時に20歳未満であることが必要です)の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の全ての要件を満たす方

- ①自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等の支援を受けている方
- ②就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる方
- ③原則として、過去に本制度を利用していない方

●対象講座

雇用保険法に規定する一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金に係る指定教育訓練講座など

●支給額

対象講座(1講座に限る)に要した受講料の60%に相当する額が基本額です。

※当該額が20万円を超える場合は20万円とし、1万2千円を超えない場合は給付金の支給はしません

※専門実践教育訓練給付金の上限額は40万円×修学年数(最大160万円)となります

※専門実践教育訓練給付金の対象となる講座を受講し、修了後1年以内に資格を取得し、就職等した場合にはその受講料の85%(上限額は60万円×修学年数、最大240万円)が支給されます

※雇用保険法による一般教育訓練給付金または、特定一般教育訓練給付金、もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある方については、支給額を差し引いた額が支給されます

●事前相談

対象講座の受講申込みをする前に事前相談と申請が必要です。

子ども・若者政策課手当・医療・相談担当へ電話予約のうえ、母子父子自立支援員にご相談ください。

なお、審査の結果、支給できない場合もあります。

※対象・支給額は、制度改正により変更となる場合があります

問合せ 子ども・若者政策課手当・医療・相談担当 ☎338-6833

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父の就業に必要な能力開発及び資格の取得を支援する制度で、修業年限6か月以上の養成機関で対象資格を取得するために修業中の方に対して、給付金を支給します(上限48か月)。

●対象

市内にお住まいの20歳未満(下記の支給額の請求時に20歳未満であることが必要です)の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の全ての要件を満たす方

- ①児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準にある方
(ただし、所得水準を超過した場合であっても、最長1年に限り引き続き対象とします)
- ②対象資格を取得するために養成機関において、修業年限が6か月以上の課程を修業し、かつ、当該対象資格の取得が見込まれる方等
- ③就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ④原則として、過去に本制度を利用していない方

※求職者支援制度、雇用保険法第24条に規定する訓練延長給付等の給付を受けられない場合に限り
ます(その他、詳細についてはお問い合わせください)

●対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、美容師、理容師、歯科衛生士、社会福祉士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

●支給額

<高等職業訓練促進給付金> ※8月～所得年度の切替あり

市民税非課税世帯…月額 100,000円

市民税課税世帯……月額 70,500円

養成機関での修業期間の最後の12か月については月額4万円の増額

<修了支援給付金>

市民税非課税世帯…50,000円

市民税課税世帯……25,000円

●支給期間

- ・高等職業訓練促進給付金は、修業期間の全期間で48か月を上限とし、毎月支給されます。(毎月請求)
- ・修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給されます。(修了後に請求)

●事前相談

支給申請より前に事前相談が必要です。

修業を予定している方、修業中の方は子ども・若者政策課手当・医療・相談担当へ電話予約のうえ、母子父子自立支援員にご相談ください。

なお、審査の結果、支給できない場合もあります。

※支給額・支給期間は、制度の改正により変更となる場合があります

問合せ 子ども・若者政策課手当・医療・相談担当 ☎338-6833

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

一時的に子育て支援等が必要な場合や生活が激変し、日常生活を営むのに支障がある場合のひとり親家庭に対して、一定の期間、一定の回数、自立支援のため日常生活に必要なサービスを行う、ホームヘルパーを派遣します。詳細はお問い合わせください。

※派遣に当たっては事前相談と申請が必要です。申請後、派遣までには時間がかかることがあります

※日程等、ご希望に添えない場合があります

問合せ 子ども・若者政策課手当・医療・相談担当 ☎338-6833

養育費確保支援事業

子どもの安定した養育環境を支援するため、継続して養育費を受け取れるよう、養育費の取決めに係る費用を補助します。また、養育費等について経験豊富な弁護士による無料法律相談を行っています。

◇養育費の取決めに係る費用の補助

●補助対象者

多摩市に住所を有するひとり親等のうち、次の全ての要件を満たす方
過去に同一案件で多摩市又は他自治体から、同補助金を受給している方は、対象外

- ① 養育費の取決めの対象となる子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方をいう。)と同居し、扶養している方
- ② 養育費の取決めや取得に要する費用を負担している方

●対象経費

- ・養育費の取決めに係る公正証書作成に要する費用
 - ・養育費に関する家庭裁判所の調停又は裁判の手続きに要した費用
- ※調停・裁判等の弁護士・行政書士等の報酬は、補助対象外
事前に、子ども・若者政策課へ電話予約のうえ、担当までご相談ください。

◇養育費等に関する弁護士無料相談

開催日時、詳細については公式ホームページをご覧ください。

問合せ 子ども・若者政策課手当・医療・相談担当 ☎338-6833



子どもの学習支援事業

子どもの学習支援事業(26ページ参照)

